2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度「鋼橋上部工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑸　平成８年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。

同種工事とは、下記の㋐～㋓の要件を満たす製作及び架設の工事とする。

㋐　道路橋（Ａ活荷重以上又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

㋑　橋梁形式がアーチ系橋梁、斜張橋または吊り橋の鋼橋であること。

㋒　最大支間長が、75m以上であること。

㋓　架設工法が、下記の工法以外の工法であること。

・トラッククレーン工法

・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）

ただし、上記㋐～㋓は同一工事であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　「鋼・コンクリート合成床版の品質・耐久性向上に関する施工計画」及び「鋼橋塗装の品質・耐久性向上に関する施工計画」に係る施工計画が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、工場製作と現地での架設作業に配置する技術者は同一でなくてよい。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　現場での架設作業に配置する技術者は、平成８年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑸の同種工事の現場（架設）経験を有する者であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある物の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

3　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性

「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

②　施工体制確保の確実性

「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

２）技術提案（具体的な施工計画）（加算点）

①　鋼・コンクリート合成床版の品質・耐久性向上に関する施工計画

構造物の耐久性及び安全性の向上を図るために、床版コンクリートの乾燥収縮抑制、クリープによるひび割れ防止等、鋼・コンクリート合成床版の品質等を向上させるための手段に着目し評価する。なお、壁高欄に関する提案については評価の対象外とする。

②　鋼橋塗装の品質・耐久性向上に関する施工計画

鋼橋上部工の長寿命化及び維持管理費の低減を図るため、鋼橋塗装における耐食性及び耐候性を向上させる手段に着目し評価する。

⑵　入札参加者は「価格」及び、「価格以外の要素」をもって入札に参加し、次の①～④の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。

②　「鋼・コンクリート合成床版の品質・耐久性向上に関する施工計画」が入札説明書に記載した要求要件を満たしていること。

③　「鋼橋塗装の品質・耐久性向上に関する施工計画」が入札説明書に記載した要求要件を満たしていること。

④　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

⑶　技術提案による入札参加者の場合は、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者には標準点100点を与え、さらに入札説明書に示す得点配分により施工体制評価点及び加算点を下記のとおり与える。（最大得点90点）

標準案による入札参加者の場合は、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者には標準点100点を与え、さらに入札説明書に示す得点配分により施工体制評価点を与える。

１）施工体制評価点

①　品質確保の実効性（15点／５点／０点）

②　施工体制確保の確実性（15点／５点／０点）

２）加算点

①　技術提案（具体的な施工計画）

・鋼・コンクリート合成床版の品質・耐久性向上に関する施工計画（30点～０点）

②　技術提案（具体的な施工計画）

・鋼橋塗装の品質・耐久性向上に関する施工計画（30点～０点）

⑷　上記⑵において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。